

産業廃棄物処理施設設置譲受け等許可申請書添付書類一覧(R1.9.1現在)

申請書	様式第二十六号
添付書類	
1 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類	<input type="checkbox"/> 技術管理者の資格(実務経験等)を証する書類 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の種類ごとに必要な廃棄物処理施設技術管理者講習を修了した認定証 <input type="checkbox"/> 技術管理者の雇用を証する書類
2 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	<input type="checkbox"/> 様式第1号
3 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	<input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書のコピー(申告書のみ) <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書
4 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	<input type="checkbox"/> 様式第2号 <input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書のコピー(申告書のみ) <input type="checkbox"/> 所得税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書
5 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
6 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書
7 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	<input type="checkbox"/> 誓約書
8 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 法定代理人が法人である場合、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
9 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書
10 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 法人の株主又は出資者の場合、登記事項証明書
11 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書

(注1)「令第6条の10に規定する使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

二 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注2)登記事項証明書等、証明書についてはコピーの提出が可能ですが、その場合は、原本(3か月以内のものに限る。)照合を行いますので、申請の際は必ず原本を持参してください。